

「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における 審議会委員からの意見について

- 日 時：平成30年10月2日（火）9時30分～11時30分
- 場 所：奈良県文化会館 2階 集会室 A・B
（奈良市登大路町6-2）
- 出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員14名中12名）
加藤曜子委員（会長）、相原加苗委員、赤崎正佳委員、池田由美子委員
上田庄一委員、河村喜太郎委員、才村純委員、佐藤拓代委員、嶋緑倫委員
末松保喜委員、西田尚造委員、野儀あけみ委員
- 議 題：（1）奈良県における児童虐待の状況について
（2）奈良県児童虐待防止アクションプランの取組について
（3）今後の取組予定について
①奈良県社会的養育推進計画の策定について
②児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について
（4）児童虐待死亡事例の検証報告について【非公開】

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

I 「児童虐待対応の状況」及び「アクションプラン」について

【河村委員】

- ・児童虐待対応件数の統計では心理的虐待が件数全体の半数を占めているが、全体の統計の数だけでなく、身体的虐待やネグレクトに視点をおいて対応を考えていくことが必要。
- ・児童相談所の一時保護のあり方には課題があると考え。虐待があるかないかという視点だけでなく自立を支援する視点で取組むことが必要。一時保護された児童のほとんどが家庭に戻され、一時保護が繰り返されるのが大きな課題と考える。飛鳥学院でも施設の一部を改修して一時保護所の開設を行っているが、一時保護の課題について県当局や児童相談所の考え方についてお教えいただきたい。

（回答：こども家庭課）

- ・一時保護の現状について。平成28年度の実人員は143名の保護を実施しており、一時保護委託の実人員は105名。児童虐待による一時保護は全体のうち約50%を占めている状況である。一時保護した児童を安易に家庭に戻すことは県として考えておらず、家庭状況を調査しながらケースを見極めて対応をしていきたい。また一時保護委託の活用も考えていきたい。

【河村委員】

- ・施設等に措置された人数はどの程度あるのか。

（回答①：こども家庭課）

- ・平成28年度に一時保護をした143件の保護ケースのうち、児童福祉施設に措置したケースは52件、里親委託したケースは9件、家庭に戻したケースは

68件となっている。

(回答②：中央こども家庭相談センター)

- ・最近の一時保護の傾向としては、調査のため積極的に保護しなさいという方針を国がされていることから、念のため一時保護を実施しているケースが多くある。保護された児童のうち施設入所になる児童は3割から5割程度ある。
- ・残りの児童は、市町村要対協のなかで連携しながら地域で支援をしていくケースとなる。施設に入るための一時保護でなく、心配で調査が必要であるため一時保護とされるケースも多いため、入所されるケースの割合は低下する傾向にあるが、それは悪いことではないと考える。
- ・本年度から飛鳥学院で一時保護所の機能を有した整備をしていただいた。これまで奈良県には一時保護所が1箇所しかなく、性的虐待や養護、非行等、多様なケースをひとつのところで保護しないといけない制約があったが、施設で一時保護を実施していただく体制を作っていただき大変心強いと思っている。

【佐藤委員】

- ・児童虐待の通告経路において、医療機関から児童相談所への通案件数が12件と、全国に比べて少ないように思う。
その点についてどのように考えるか。また医療機関に対する児童虐待の研修はどのようにされているのか。

(回答：こども家庭課 永岡課長補佐)

- ・通告経路における件数は28件。医療機関への研修については、こども家庭相談センター職員が研修医を対象にした研修を実施している。

【嶋委員】

- ・過去には、医療機関向けのビジュアルガイドを作り、研修医向けに講義や研修を積極的に実施していたように思うが、最近は少なくなっている印象である。

【河村委員】

- ・保護者への指導が困難な児童虐待ケースの場合、医師の役割は大きい。
児童相談所でも手を焼くケースでも医師が説明をすることで保護者が納得するケースも多い。ソーシャルワークにおいて、医師が果たす役割が大きく、支援の活用を図ってほしい。

【野儀委員】

- ・奈良市の個別ケース検討会議の件数が減っている点について。市町村で重症事例が発生すると、よく言われるのが連携の強化。学校や保育園等との連携強化を図ると視点や支援者が増えスキルも向上し、サービス調整も会議を開かなくても担当者同士でできるなど良い状態になり、支援の効果があがってくる。
連携が促進されると軽度のケースも関係機関からあがってきやすくなる。
市町村は子育て支援のケースを丁寧にやっていくことが必要と考える。予防的な対応での支援の拡充を図ることで重症化しないと思う。そのため予防的な点に力を入れた支援を行って欲しい。

【才村委員】

- ・乳幼児健診の未受診児の現認率が70.7%と減った状態になっているが、その要因を知りたい。また児童相談所における児童福祉司のひとりあたりの担当ケース数が減っている要因について知りたい。また専門職配置が進んでいることを示すデータはあるのか（児童福祉司の割合等）。

（回答：こども家庭課）

- ・現認率については、転居や里帰り出産等で健診のタイミングに接触できないケースがあるのがひとつの要因。現認の取組を実施していないため減少しているのではなく、取組を行っているが里帰りしている家庭等により現認率が増減している。

【才村委員】

- ・現認されなかった場合の、その後のフォローはどうなっているのか。

（回答：こども家庭課）

- ・資料に記載している現認率は平成30年3月31日時点のもの。それ以降に現認が必要な家庭に訪問等を実施し、現認率向上を図り、80%、90%と高めていく取組を行っている。

【才村委員】

- ・現認出来ないケースこそ、ハイリスクなケースと考えて支援を図ってほしい。

（回答：こども家庭課）

- ・児童福祉司の1人あたりの件数が向上したのは児童福祉司の増員が要因。平成29年度にかけ7名増員し、平成30年度には4名増員している。法改正に合わせ児童福祉司の数は増やしており、今後も国の基準に合わせた取組を進めたい。専門職配置についても検討を進めていきたい。

【才村委員】

- ・児童福祉司の配置にあたって、人口割での配置基準は満たしているか。

（回答：こども家庭課）

- ・ほぼ満たしている。1名足りない状況である。

【河村委員】

- ・人数の問題もあるが、経験年数も重要。1人前になるには10年程度かかると考えている。児童相談所は、昔はベテラン職員が多くソーシャルワークを行っていたが、今は人数は増えているがスキルは2～3年程度の経験しかない。その状況で動くのは正直役に立たないと思う。どのように人をじっくり育てるのかということを考えることが重要と思う。経験を積み、10年くらいの慣れた職員が増えて欲しいと考える。

【加藤会長】

- ・私が実施した調査では、5年以上の経験のある専門職の場合、より良い支援に繋がるというデータがある。経験値と専門性が合わさったの児童相談所と考えるので、その点も対応を考えていただきたい。

【上田委員】

- ・ 専門職配置にあたっては、年数的なビジョンを示すことが必要。

(回答：こども家庭課)

- ・ 児童相談所のケースワーカーが3年程度で異動するのは全国的な課題でもある。児童福祉司として採用する取組を進めていくことが専門性の向上を図っていくため必要と考える。

【才村委員】

- ・ 専門職配置する以上、人材育成計画、将来的にどのように人材を育てたいのかという中長期的なビジョンを考えて欲しいと思っている。その取組を要望したい。

【野儀委員】

- ・ 市町村においても、専門性向上のためには専門職の配置と研修等を行うことが必要と考えており、今後も取組みたいと考える。

【加藤会長】

- ・ アクションプランの評価のなかでは、個別ケース検討会議数が増加しているという点での意味合いは、連携のなかで支援について意識が高まっていることの現れと考える。児童虐待の予防という点では、ショートステイ等を市町村がやっているかどうかだけでなく、どの程度の件数をやっているのか、また利用者が費用面でも利用しやすいかといった実態を把握する調査を行って欲しい。

II 今後の取組予定について（都道府県推進計画について）

【末松委員】

- ・ 社会的養護を担う施設職員としてひとことだけ言わせてもらいたい。計画の方向性は理解しており、やみくもに反対するつもりはないが、課題が大きすぎて、何から手を付けていいのかわからない状況。施設職員も同様で、今回のことで今まで信じてきたことを見失う可能性があり、それが人材確保にも響く可能性がある。計画のなかには、具体的なこと、何ができる、どうするということを盛り込んでいくことが必要と思う。

【河村委員】

- ・ 社会的養育の問題について。児童虐待対応件数に比べて施設を利用しているケースが非常に少ない状況。在宅で子育てを行っている家庭や子ども達への支援をどのようにするかを考えていくことが必要。発達障害がある子どもへの支援も必要。ある研究によると子育て不安を感じているのは日本だけであるという結果もある。そういった意味でも在宅で子育てをしている家庭や子どもに積極的に施設の活用や利用をしてもらいたいと考えている。また計画は子どものことを最優先に考え、策定してもらいたい。

【才村委員】

- ・ 計画策定にあたって国の指針では、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行ったうえ実施することとなっているが、現実問題では里親の確保も含めてなかなか里親委託が進まない状況にあると思う。里親委託について保護者の同意が得られないケースも多い。子どもだけで見ると里親委託は望ましいと思っても、親の承諾を得ることが難しく進まないケースが多い。数値目標を掲げて計画策定を進める以上、施設側の意向のほか、各施設や児相談所等で支援にあたる児童福祉司や担当者に対する調査、どの程度里親委託できるのかできないのか、できない理由は何なのかということを集積していく調査を行ったうえで数字の積み上げを行って策定していく必要があると考えるが、そういった調査を行うことは考えているか。

(回答：こども家庭課)

- ・ 計画策定にあたっては、現状をまず認識することが必要と考える。関係機関から意見等を聞き進めていきたいと考える。実態を調べて対応したいと考える。

【上田委員】

- ・ 里親委託について進めていく必要はあるが、施設には施設の良さはある。調査を積極的に行っていただきたいと思う。

Ⅲ 児童虐待死亡事例の検証報告について【非公開】

- ・ プライバシー保護の観点から、議事内容については、非公開。

以上